

令和5年度 国保だより

令和5年度の国民健康保険税額が決定しました。保険税額については、同封の納税通知書にてご確認ください。

1 保険税の算出方法について

国民健康保険税は、医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分の3項目で構成されています。

$$\text{年税額} = \text{医療保険分} + \text{後期高齢者支援金分} + \text{介護保険分}$$

3項目の算出方法は下表のとおりとなります。なお、年税額は賦課限度額を超えることはありません。

	医療保険分 (加入者全員に課税)	後期高齢者支援金分 (加入者全員に課税)	介護保険分 (40歳～64歳の加入者に課税)
所得割額	所得割対象額 × 5.2%	所得割対象額 × 2.6%	所得割対象額 × 2.5%
均等割額	加入者数 × 19,100円	加入者数 × 8,600円	加入者数 × 10,800円
平等割額	1世帯あたり 22,800円	1世帯あたり 10,200円	1世帯あたり 8,800円
賦課限度額	65万円	22万円	17万円

所得割対象額：(総所得金額 - 基礎控除額 (43万円)) 【世帯内の国保加入者分を合算】

世帯主及びその世帯の国民健康保険加入者の総所得金額等の合計が下記の基準以下の場合、所得の額に応じて均等割額と平等割額が軽減されます。※世帯内に未申告の方がいると、軽減の対象にならない場合があります。

7割軽減	43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下の世帯
5割軽減	43万円 + 29万円 × 被保険者等 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下の世帯
2割軽減	43万円 + 53.5万円 × 被保険者等 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下の世帯

※太線部は給与所得者等の数が2人以上の場合のみ計算対象となります。

※「給与所得者等」とは、一定の給与所得者（給与収入55万円超）と公的年金等の支給（60万円超（65歳未満）または125万円超（65歳以上））を受ける方のことです。

※「被保険者等」とは、国民健康保険の資格を有する方及び国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した方（特定同一世帯所属者）の合計で判定します。

2 保険税の納付方法について

特別徴収の方：原則として年金から保険税が天引きとなります。

普通徴収の方：納付書または口座振替にて納めていただきます。

※**年度途中で75歳になられる方**は、納付方法が普通徴収に変更となります。

女川町ではコンビニエンスストアでの納付を実施しています。納付可能なコンビニエンスストアにつきましては、納付書の裏面をご参照ください。ただし、一度の納付で30万円を超える場合や納期限が過ぎた場合は、コンビニエンスストアでの納付はできませんので、役場か金融機関で納付をお願いいたします。なお、7月以降の納期については下表のとおりです。

3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
7/16～ 7/31	8/16～ 8/31	9/16～ 10/2	10/16～ 10/31	11/16～ 11/30	12/16～ 12/25	1/16～ 1/31	2/16～ 2/29

3 国民健康保険に関する問い合わせ先 ☎：0225-54-3131（代表）

保険税について	税務課 税務係	内線 181・183
保険税の納付について	税務課 納税係	内線 185・186
資格または給付について	町民生活課 国保年金係	内線 152・153

以下裏面へ続く

4 未就学児に係る国民健康保険税の軽減について

【対象者】

- 国民健康保険に加入する未就学児（6歳に達する日以後最初の3月31日以前である被保険者）
- 令和5年度については、平成29年4月2日以降に生まれた方となります。

【軽減内容】

- 国民健康保険に加入する未就学児の医療保険分と後期高齢者支援金分の均等割額を5割軽減します。
 - ・医療保険分 … 均等割額 19,100円 → 5割軽減 9,550円
 - ・後期高齢者支援金分 … 均等割額 8,600円 → 5割軽減 4,300円
- 7割・5割・2割軽減の該当となっている世帯については、軽減後の均等割額が5割軽減となります。

例えば…未就学児が1人の場合の医療保険分の均等割額は下表のとおりとなります。

世帯所得による軽減割合	軽減後の均等割額	未就学児軽減後の均等割額
7割軽減	5,730円	2,865円
5割軽減	9,550円	4,775円
2割軽減	15,280円	7,640円

※軽減の手続きは必要ありません（自動的に軽減がかかります。）

5 非自発的失業者に係る国民健康保険税の軽減について

【対象者】次の条件をすべて満たす方が対象となります。

- (1) 平成21年3月31日以降に離職した方
- (2) 離職した時点で65歳未満の方
- (3) 「雇用保険受給資格者証」に記載される離職理由が次のいずれかの方
 - ・特定受給資格者 11、12、21、22、31、32
 - ・特定理由離職者 23、33、34

【軽減内容】

離職日の翌日の属する年度の翌年度末までの間、失業者の前年の給与所得を30/100にして国民健康保険税を算定する。

【必要書類等】

雇用保険受給資格者証、国民健康保険被保険者証

6 特別な事情による減免制度について

災害（東日本大震災は除く）・失業（定年退職などの場合を除く）・疾病・会社の倒産などの特別な事情により、保険税を納めることが困難な場合は、申請により国民健康保険税が減免となる場合があります。

- ・災害…台風・地震・火事等により家財または住宅に被害があった方や納税義務者が死亡または障害者となった場合など（東日本大震災は除く）
- ・失業、疾病…失業などの事由により所得が激減し、世帯員全員の今年の所得見込額が前年の所得より半分以下であり、前年中の合計所得金額が660万円以下の方
- ・倒産…会社が倒産し、所得が激減した方

【減免申請期間】

納期限の1週間前までに申請をしてください。（遡って減免はできませんので、ご注意ください。）

※必要書類・減免割合は、対象者により異なるため、事前に役場税務課までご相談ください。